

須坂市農業委員会 令和4年5月総会 議事録

- 1 招集 令和4年5月30日(月) 午後1時30分
- 2 開会 令和4年5月30日(月) 午後1時30分
- 3 閉会 令和4年5月30日(月) 午後2時34分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	7番	市村修一	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	8番	斎藤 稔	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤	敏志
〃	6番	上原昌雄							

- 6 欠席した農業委員 3番 神林秀明
欠席した農地利用最適化推進委員 17番 春原等

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係事務員 中西勇馬

- 10 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、須坂市農業委員会5月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、3番神林委員、18番春原推進委員から欠席の連絡がありました。農業委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長

どうもご苦労様です。早いもので5月も月末となりましたが、依然として終息の見えない新型コロナウイルス禍の中、さらに農作業も大変忙しくなってきた中と思っておりますが、5月総会にご参集いただきましてありがとうございます。

議長

5月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、8番齊藤稔委員、9番春原博委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について申請件数3件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございませぬか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長

ないようでしたら、推進委員さんで何かございませぬか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第4号の3件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号の3件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について申請件数1件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

5番

申請人から本件について相談がありましたが、過去に同様の案件で問題が生じたことがあったので、気をつけるよう伝えました。

議長

次に、地区担当の推進委員さんで何か補足説明がございませぬか。

18番

申請人は、以前、土建業を営んでいましたが、子供に会社経営を譲って現在、農業に従事しています。耕作面積も大きくやられていて農業用倉庫や農機具置場がないということで今回の申請になりました。

議長

ほかにないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませぬか。

5番

先月の農振用途変更の際に質問がありましたが、勝手に直売所に用途変更をした場合、どうなりますか。

事務局

申請地周辺は直売所ができないエリアになっています。

5番

直売施設は道路沿いにいくつかあります。過去に問題のあった案件で、自分で作ったものをテント販売程度なら認めてもいいんじゃないかという意見もありました。その辺をしっかりと示していただきたい。

事務局

申請人からは直売は考えていないという回答をいただいています。

12番

今はやらないということですが、将来やったらどうなりますか。

事務局

都市計画法の違反行為になるかと思えます。現在、道路証明だけで開発許可の必要はありませんが、直売所となると開発許可が必要となります。

12番

直売所かどうかの判断はどこにするのですか。

事務局

建設事務所になります。

12番

建設事務所となると農業委員会から手が離れるということですか。

事務局

そのとおりです。

9番

都市計画法上、調整区域での直売所はできないと認識しています。直売所の定義は1年を通して農産物を販売する施設だと思います。

では、テントを張って自分で作った農産物を売るのは良いのかという話もあって、季節的に自分の畑で採れたものを売るのは問題ないとしてきた経過もあります。

この案件では申請人に直売の意思はないようですが、自分の畑で採れたものをテ

ントでなら売ってもいいかという議論に必ずなると思います。そこで、農産物直売施設の定義と、これまでの農業委員会でテント直売について議論されてきた経過もあるので、それを整理して、農業委員会において説明してください。もう一度、直売所について県の都市計画担当課と農政サイドに確認して、きちんとしたガイドラインを示してください。

事務局
12 番

確認してお示しします。

過去にテントでの農産物直売のはずが、バナナを売り始めるなどがありました。今回の許可にあたって、条件を付けることはできますか。

事務局
議長
議長

条件を付けることはできません。

推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 4 号の 1 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手多数であります。

よって、議案第 4 号の 1 件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請件数 33 件を議題といたします。

はじめにNo.1 からNo.15 までの 15 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

8 番

No.13 ですが、住所を見ますとアパート住まいのようですが、新規就農ですか。それとも農業の実績がある方ですか。

説明員
12 番

既に耕作されている方です。

補足ですが、祖父の後を継いだ方で、ブドウを頑張ってやっています。

12 番
説明員

No.2 ですが、営農計画をお示してください。

中間管理事業一括方式のため営農計画書は添付されておりませう。のちほど調べてお示しします。

議長
議長

推進委員さんで何かございませうか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 6 号のNo.1 からNo.15 までの 15 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 6 号のNo.1 からNo.15 までの 15 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に議案第 6 号のNo.16 からNo.29 までの 14 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

9 番
説明員
議長

No.25 の申請人ですが、この方のほかの借入地が荒れていますが承知してございませうか。

承知してございませう。

ほかにならうでしたら、推進委員さんで何かございませうか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 6 号のNo.16 からNo.29 までの 14 件について、決定とするに賛成の農業委員

議長 さんは挙手願います。
 挙手全員であります。
 よって、議案第6号のNo.16からNo.29までの14件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第6号のNo.30からNo.33までの4件について、審議いたします。
 事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようですので、推進委員さんで補足説明がございましたか。

20番 No.31ですが、これまで当該農地を借りて耕作していましたが、今回贈与となった
 ものです。申請人には、これからもしっかり耕作していただくようお願いしました。

議長 ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。
 ないようでありますので、採決いたします。
 議案第6号のNo.30からNo.33までの4件について、決定とするに賛成の農業委員
 さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
 よって、議案第6号のNo.30からNo.33までの4件については、決定とすることに決
 しました。
 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
 報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告件数1件に
 ついて事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。
 ないようでありますので、以上で報告を終わります。
 これをもちまして、5月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。